5 総総企第 448 号
令和 5 年 11 月 15 日

東京都立産業技術高等専門学校　保護者等各位

東京都総務局総務部大学調整担当課長
（公印省略）

東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金＜家計急変世帯向け＞のご案内

この度、東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金＜家計急変世帯向け＞の申請を受け付けますので、お知らせいたします。申請を希望する方は、下記内容をご確認いただき、申請いただきますようお願いいたします。

なお、既に奨学のための給付金**＜生活保護受給世帯・非課税世帯向け＞の申請を行い、認定された方は、改めて申請する必要はありません**。

記

１　支給要件

東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金＜家計急変世帯向け＞は、基準日現在、次の全ての要件を満たしている保護者等に支給されます。

（1）高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する学生（以下「都立高専の学生」という。）がいること。（入学後 36 か月以内）

（2）**家計急変による経済的理由から、保護者等全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0 円）の世帯に相当すると認められる世帯であること。**

（3）保護者（親権者）等が東京都内に住所を有していること。

２　基準日

類型	基準日
令和 5 年 6 月 30 日までに家計が急変した世帯	令和 5 年 7 月 1 日
令和 5 年 7 月 1 日以降に家計が急変した世帯	家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日の場合、当月）

※ただし、以下の都立高専の学生の保護者等に給付金は支給されません。

・平成 25 年度以前に入学された方

・基準日現在、当該年度の全ての期間（4 月から翌年 3 月まで）において休学又は留学許可を受けている方

・児童福祉施設等に措置入所している場合で、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）」による措置費等の支弁対象となる学生であり、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている方

・奨学のための給付金申請後、支給決定までに状況が変化し、家計急変の状況が解消した方

３　支給される金額

授業料以外の教育に必要な経費（教科用図書購入費、学用品費、修学旅行費、校外活動等参加費、補助教材費、入学学用品等の経費）として、世帯構成・扶養人数等に応じて年額 117,100 円又は年額 143,700 円を支給します。詳細は「対象確認シート」にてご確認ください。なお、7 月 1 日以降に家計が急変した世帯については、上記年額を 12 で割り、基準日から 3 月までの月数に応じた月割額を支給します。

４　申請に必要な書類

奨学のための給付金の支給のためには、以下の書類が必要です。書類は、東京都立産業技術高等専門学校の 2 階管理課教務学生係窓口で入手又は東京都総務局総務部企画計理課のホームページ内（https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/08daigaku/kyuuhukin.html）からダウンロードできます。

記入例を参考に必要事項を記載し「7　提出方法・提出先」に記載の提出先に**直接郵送**してください。

（1）　東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金（家計急変）受給申請書

（2）　支払金口座振替依頼書

（3）　通帳の写し（金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ）

（4）　家計急変の発生事由を証明する書類

例：離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、勤務先の休業案内、勤務日が激減したシフト表　など ※上記書類がやむを得ず作成できない場合は、家計急変申告書を作成し、提出してください。

（5）　家計急変前の収入を証明する書類

以下のいずれかを保護者等全員分提出する（写し可。）。

①　令和 5 年度住民税（非）課税証明書

②　令和 5 年度特別徴収税額通知書

③　令和 5 年度住民税納税通知書

（6）　家計急変後の収入を証明する書類

会社にお勤めの場合	会社作成の給与見込証明（3 か月分）、直近の給与明細（3 か月分）
自営業の場合	税理士又は公認会計士の作成した証明書など
上記証明書がやむを得ず提出できない場合	収支計算書 （各キャンパス 2 階管理課教務学生係窓口及び東京都総務局ホームページにて他の申請書類とともに配布しています。）

（7）　保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族の記載された住民税課税証明書等又は健康保険証の写し

（8）　住民票の写し又は住民票記載事項証明書

保護者等の「住民となった日」が基準日以前、住民票又は証明書の発行日が基準日以降となっていることを確認してください。

（9）（高校生でない、15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）

兄弟姉妹の健康保険証の写し

健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書も併せて提出してください。

（10）兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書

（11）（都立高専の学生本人に保護者等がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合）
都立高専の学生本人の健康保険証の写し
健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書も併せて提出してください。ただし、（９）で提出している場合、重複しての提出は不要です。

５　書類提出上の注意点

（１）一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し（コピー）を提出してください。写しを提出する場合は、氏名等の文字が鮮明に分かるよう複写してください。

（２）親権者又は未成年後見人が次の４つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。

①　一時的に親権を行う児童相談所長
②　児童福祉施設の長
③　法人である未成年後見人
④　財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人

（３）本制度の申請者は保護者等となります。

６　提出期限

令和５年６月30日までに家計が急変した世帯	**令和５年12月22日（金曜日）必着**
令和５年７月１日以降に家計が急変した世帯	**令和６年１月19日（金曜日）　必着**

７　提出方法・提出先

申請書類を封筒に入れ、以下の宛先まで直接郵送してください。

【宛先】
東京都総務局総務部企画計理課大学調整担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第一本庁舎12階南側

８　支給方法

支給方法は、口座振替による支払です。「支払金口座振替依頼書」に記載された保護者等（受給資格者）名義の預金口座へ振り込みます。

お問い合わせ先
東京都総務局総務部企画計理課大学調整担当
電話：０３－５３８８－２２８９
メール：S0030208@section.metro.tokyo.jp

令和５年度

対象確認シート

※以下に示す給付額は年額であり、令和５年７月１日以降に家計が急変した世帯については、以下の年額を12で割り、基準日から３月までの月数に応じた月割額を支給します。

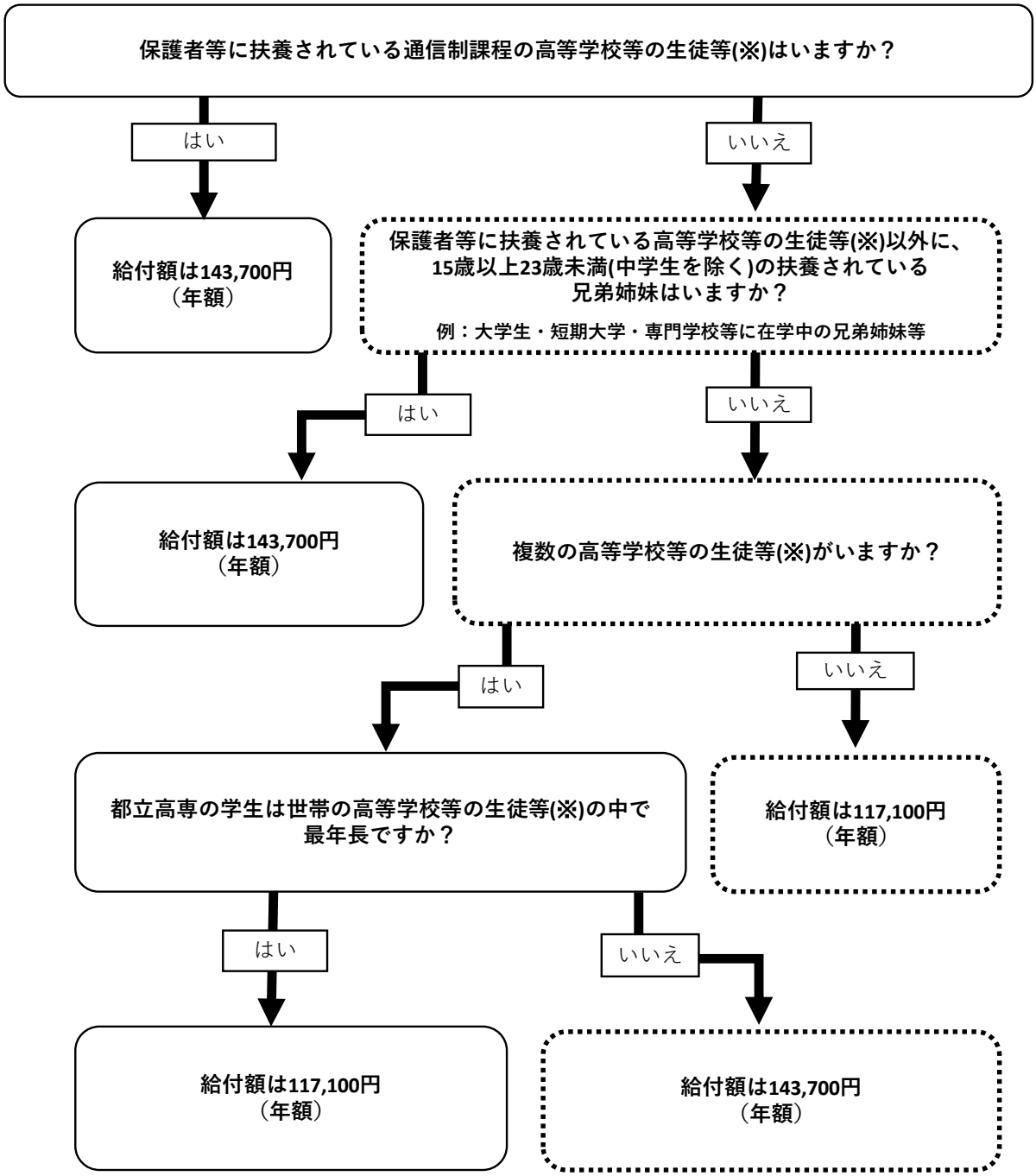

(※)　「高等学校等の生徒等」とは、奨学のための給付金の対象者を指し、奨学のための給付金の対象校（国公私立のすべてを含む）の１～３学年です。